

32. 添加物製造業

- ・食品衛生法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造（小分けを含む。）をする営業です。
- ・旧第34号から実質的な変更はありません。
- ・上記添加物は、第13条第1項の規定により規格が定められた添加物製剤を含みます。
- ・第13条第1項の規定により規格が定められた添加物を用いて添加物製剤を製造する営業はこの許可の対象です。
- ・添加物製剤（第13条第1項の規定により規格が定められたものを除く。）の小分けのみを行う営業はこの許可の対象外です。

